

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業をした職員の職務復帰後における給与の取扱いについて、関係法律に基づき改正しようとするもの。	対象外		育児休業した職員の復職後の給与について定めるものであるため。
2	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき、平成23年4月以降に支給する職員の給与について、所要の改正をしようとするもの。	対象外		人事院勧告の趣旨を尊重し、職員の給与の減額等を定めるものであるため。
3	花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき、平成23年4月以降に支給する期末手当について、所要の改正をしようとするもの。	対象外		人事院勧告の趣旨を尊重し、期末手当の減額を定めるものであるため。
4	花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき、平成23年4月以降に支給する常勤特別職の給与について、所要の改正をしようとするもの。	対象外		人事院勧告の趣旨を尊重し、常勤の特別職の給与の減額を定めるものであるため。
5	花巻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき、平成23年4月以降に支給する教育長の給与について、所要の改正をしようとするもの。	対象外		人事院勧告の趣旨を尊重し、教育長の給与の減額を定めるものであるため。
6	花巻市東和児童館条例を廃止する条例	東和地区の放課後児童対策として、学童クラブ開設に伴い児童館を閉館しようとするもの。	対象外		東和地区の放課後児童対策として、地元の要望等に基づき学童クラブを開設することから、児童館を閉館するものであるため。
7	花巻市公共下水道区域外流入に係る分担金徴収条例	下水道法第24条第1項第3号及地方自治法第224条の規定に基づき、公共下水道の排水区域外から公共下水道に接続し汚水を排除しようとする者に対する分担金の徴収等について定めようとするもの。	対象外		市民等からの申請に基づいて、公共下水道区域の隣接地等から汚水の流入を認めたものに対する分担金徴収であるため。
8	花巻市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例	消防力及び救急体制を強化するため、消防署の名称、位置及び管轄区域を改正するもの。	対象外		消防署の組織を見直し、体制強化を図るものであるため。